

議案第 14 号

山口県都市計画審議会  
会 長 三 浦 房 紀 様

平 23 都市計画第 1014 号  
平成 24 年 (2012 年) 2 月 3 日

山口県知事 二 井 関 成

### 下関都市計画臨港地区の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画臨港地区を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画臨港地区の変更 (山口県決定)

1 都市計画長府臨港地区を次のとおり変更する。

名 称	面 積	備 考
長府臨港地区	約 16.5ha	商 港 区 約 16.5ha (下関市長府扇町、長府才川一丁目の一部)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2 都市計画新港臨港地区を次のとおり決定する。

名 称	面 積	備 考
新港臨港地区	約 14.7ha	商 港 区 約 14.7ha (下関市長州出島、新垢田北町の一部)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

下関都市計画臨港地区は、昭和 39 年に都市計画決定され、「下関港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和 39 年下関市条例第 73 号（現行：平成 17 年下関市条例第 299 号））」により土地利用の規制、誘導が行われており、これまでに、港湾機能と都市的土地利用との調整を図りながら 4 回（昭和 44 年、昭和 49 年、平成元年、平成 13 年）の変更を行っております。

この度、公有水面の埋立ての竣功に対応するため、区域の変更を行うものです。

## 新 旧 対 照 表

旧新	名 称	面 積	備 考	
旧	西山臨港地区	約 10.3ha	商 港 区 約 10.3ha	
	福浦臨港地区	約 8.3ha	工 業 港 区 約 8.3ha	
	下関臨港地区	約 120.9ha	商 港 区 約 67.6ha 工 業 港 区 約 45.0ha 保 安 港 区 約 5.8ha 修 景 港 区 約 2.0ha 分 区 な し 約 0.5ha	
	長府臨港地区	約 10.1ha	商 港 区 約 10.1ha	
	新港臨港地区	約 14.7ha	商 港 区 約 14.7ha	[新規]
新	西山臨港地区	約 10.3ha	商 港 区 約 10.3ha	
	福浦臨港地区	約 8.3ha	工 業 港 区 約 8.3ha	
	下関臨港地区	約 120.9ha	商 港 区 約 67.6ha 工 業 港 区 約 45.0ha 保 安 港 区 約 5.8ha 修 景 港 区 約 2.0ha 分 区 な し 約 0.5ha	
	長府臨港地区	約 16.5ha	商 港 区 約 16.5ha	[区域変更]